

第一経営

(株) 第一経営相談所
税理士法人 第一経営
社労士法人 第一経営

2020年秋

No. 170

経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・ 納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・ 中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・ 中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・ 私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

- P2～P3 お客様景況(コロナショック、リーマンを超える景気悪化に)
- P4 コロナ禍のコンサル情報(この機会に「事業継続計画」の策定を)
- P5 コロナ禍の税務情報(コロナ禍の今こそ 国会を開いて消費税の減税を)
- P6 コロナ禍の社保情報(最大で月33万円の支給! 労働者自身が申請できる休業手当制度
「新型コロナ対応休業支援金(給付金)」)
- P7 コロナ禍の行政情報(入札参加資格申請における納税証明書の取り扱いについて・
産業廃棄物処理許可申請時に提出する講習会修了書証の取り扱いについて)
原水爆禁止2020世界大会(リモート報告中心)／休憩室(オリンピックミュージアム)
- P8 ぐる～ぷ1への加入ご案内／BOOK私のおすすめ



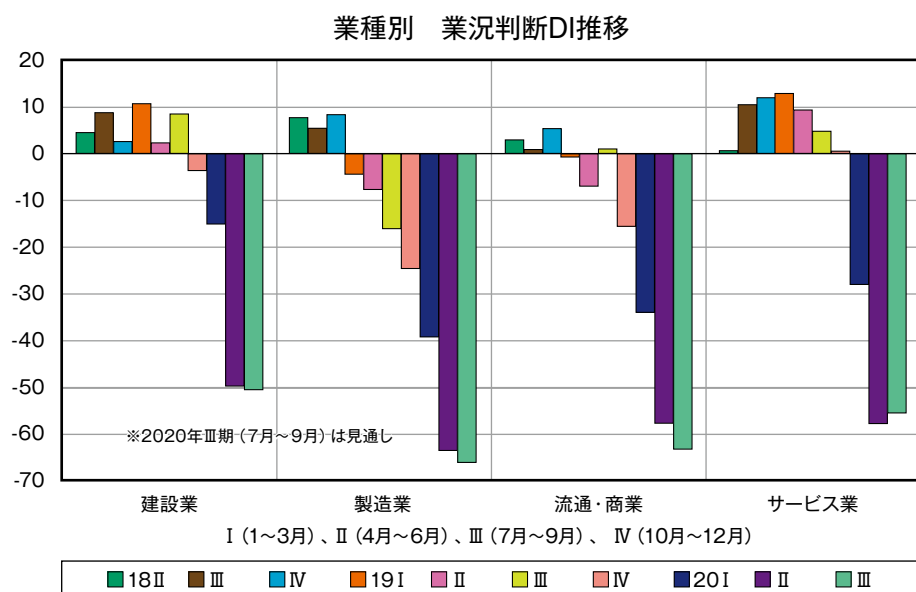
コロナショック、リーマンを超える景気悪化に

コロナショック、リーマンを超える景気悪化に

内閣府が9月7日に発表した景気動向指数に基づく景気判断によると、12カ月連続で「悪化（5段階のうち最も低い区分）」で、その期間はリーマン時の11カ月を上回る事態であるとのこと。また、「米中貿易摩擦と消費税率引き上げに、今年に入って新型コロナが加わった。複数のショックが続いて起こり、景気の悪化がリーマン時より長引いた（9月7日 日本経済新聞）」という報道もあるように、国内の景気はコロナ禍に直面する前から低迷期であったことが読み取れます。オリンピック開催による景気循環を期待しながらの消費税増税でもあったと思われますが、厳しい状況である中でコロナウィルス、そしてオリンピックの延期という二重苦、三重苦の状況であるといえるのではないのでしょうか。

業種別の景況動向

中小企業家同友会の景況調査報告では、業況を示す業況判断DI値をはじめとした指数が軒並み大きく下がっている状況です。業種別にみると2020年に入ってから、4業種全ての業種で下落しており特に2020年の第二四半期（右から2つ目の棒グラフ）では、前回調査より急激に減少していることが読み取れます。また、予測値になっている第三四半期（一番右の棒グラフ）はサービス業を除き、更なる悪化の様相を呈していることも特徴です。



(出典:中小企業家同友会 景況調査報告 DOR133号)

税理士報告からみるお客様状況の特徴

弊社お客様の申告状況をまとめてみました。集計は提出月で行っており申告は決算月の2カ月後となる為、例えば直近のR2.9のデータはR1.8～R2.7会計期間のデータという集計です。

これによるとのR1.10～R2.9までの申告実績1,184件

	H31.10～R1.9	R1.10～R2.9
法人数	1,149	1,184
実態黒字	518	562
上記割合	45.1%	47.2%
平均報酬	5,310 千円	5,442 千円

の中で、実態黒字（減価償却を100%計上し、役員報酬400万円（400万円以上は実態金額）を計上しても黒字の法人）は47.2%と、前期H31.10～R1.9よりも2.1ポイント上昇しており、社長の平均役員報酬も+2.4ポイントの上昇になっていることが読み取れます。

ただし、月ごとの売上

高DI（売上増加・売上減少）の比較をみると、直近のR2.9月申告（7月決算）の影響が大きくでていることが読み取れます。9月の売上DI値は△38という数字ですが、これは売上増加企業31%に対して69%の減少企業があったことを示しており、大変衝撃的な結果となっています。

また、それ以前は売上高DIもプラスが多かったことも特徴です。消費税の増税等による影響を受けながらも、お客様の営業努力やオリンピック需要を背景に増加傾向を保っていたことが読み取れます。コロナによる4月の緊急事態宣言の発令、その後の景況感の悪化が出てきている形ともいえて、コロナ需要に乗って業績を伸ばしているお客様が一定数あるものの、多くのお客様は上述の政府や同友会が示しているような厳しい状況であることが確認できます。

コロナ禍を生き抜いていくために

このコロナ禍で、どのように対応していくことが必要なのでしょうか。立教大学名誉教授の山口義行先生のスモールサンニュース（論考2020年9月号）では3つの変化 ①ビジネス形態の変化（リモート型ビジネスの活用等） ②生活形態の変化（働き方、消費の在り方の変化等） ③社会形態の変化（密を回避した分散型社会への変化等）を前提としていくこと、そして、既存の経営資源を広い視野でとらえなおし、自社の「強み」や「売り」の再分析と、「見える化」「魅せ方」にもう一段の工夫を行うことを提言されています。また、「コロナ禍が通り過ぎるのをじっと待つという消極姿勢がいよいよ許されなくなっている」との提言があるように我々中小企業も、より時代のニーズに合わせた変化が求められているのではないのでしょうか。

第一経営では、この厳しい経営環境にも耐えられるよう、共に悩みながらお客様とみらいを一緒に考える「みらいプラン」のサービスを行っています。疑問・相談等、どんな事でも構いませんので、是非所員にお声かけください。

大宮事務所税理士 杉本 周吾

この機会に「事業継続計画」の策定を

緊急事態宣言の解除はされましたが、未だ首都圏では新型コロナウイルス感染の収束の目途は不透明です。今後は、インフルエンザの時期と重なり、皆さんの経営環境が厳しさを増すことが想定されます。とはいえ、経営活動は継続しなければなりません。是非、今起こっている状況や、自社の取り組みを糧として、今後の予期せぬ事態への対応の計画を策定させることをお勧めします。

今回のコロナ禍において、皆さんはさまざまな知恵と工夫で対応されたことと思います。

これまで「事業計画」を策定したことがある方も多いと思います。それは自社を取り巻く環境の強み・弱み・機会・脅威に関するSWOT分析を行い、成長戦略を策定されていたでしょう。

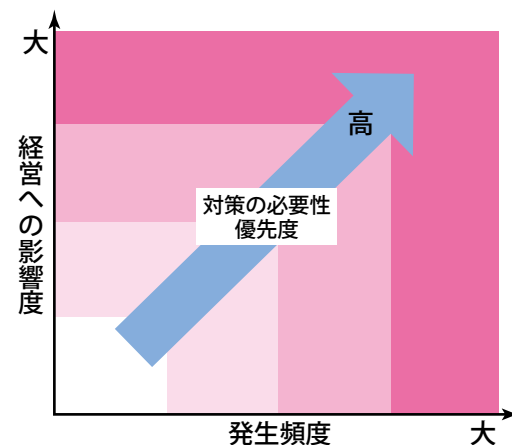
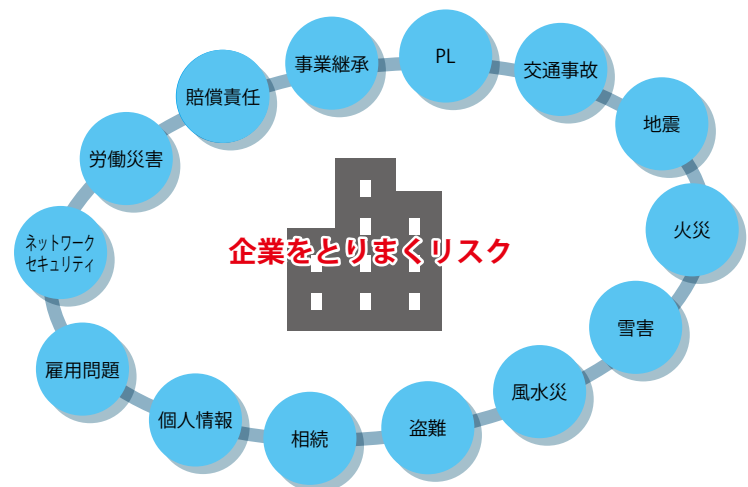
一方、事業継続計画は、内外の経営環境にイレギュラーな事態が生じた際、それを想定して対応し、事業を「維持、継続」させることが目的となります。

まず、「リスク」の特定・分析をし、マッピングする「リスクマップ」の策定をお勧めします。

リスクマップでリスクの見える化をされたら、「ヒト、もの、金、情報」といった、いわゆる経営資源について影響を受けそうな想定を行います。例えば、出社可能な者が何人なのか、生産活動可能な材料在庫は何日分なのか、休業補償は何人、何日、そしていくまで可能なのか。現金・預金はいくらあるのか、銀行の与信枠はあとどれくらいあるのか。手順書や人事労務データは在宅でも参照可能なかなどなど。

事業継続計画の大原則は「有事の対応は平時に行う」こと。起こってから慌ててでは十分な効果を上げることはできません。そこで発生している事象について、対応の記録を残すことをお勧めします。それが次の、または類似事象が発生した時に役に立ちます。

コンサルティング室 弥永 巧児



税務情報

コロナ禍の今こそ 国会を開いて消費税の減税を

昨年の消費税10%への増税に続くコロナ禍の影響で、家計消費をはじめとする消費支出が大きく減少しています。

経済活性化への対策が打ち出されているものの、後手後手で十分に機能しているとは思えません。

世界では付加価値税（消費税）の経済効果に着目をしているところが増えています。すでに20カ国で付加価値税の減税を実施していますが、わが国でも実現してもらいたいものです。



国民一人10万円の特別定額給付金、どのくらいの経済効果があったのでしょうか。その使い道についていくつかの民間団体がアンケート調査を発表しています。

その一つ、ニッセイ基礎研究所が6月末に実施した調査によると、特別定額給付金の使い道は、複数選択ではあるものの「生活費の補填」（53.7%）、2位「貯蓄」（26.1%）となっていて、将来の不安に備える貯蓄割合が多いことがうかがえます。

消費税の減税は生活費を払うときにストレートに実現します。くらしと営業を守るためには、消費の拡大につながる消費税の減税こそ、その効果が直接現れます。

GoToキャンペーンのように一部の業種に限定するものでなく、あらゆる業種の消費喚起に結びつく公平な対策にもなります。

さらに、各種の給付金は申請が複雑で、あきらめてしまう人もでていますが、消費税の減税は、特別な申告や申請を必要としないし、適用要件を検討する必要もありません。

家賃支援給金を見ても、東京新聞によると、政府が申請の受け付けを始めたのは7月中旬。そこから2カ月が過ぎても、給付率は約3割にとどまっている現状です（WEB版9月20日）。

政策効果のスピード感が一番です。実施日を決めれば、その日から効果があらわれます。

ただし、この減税はほかの給付金と違って国会での「法律改正」が必要です。そのためにも国会を一日も早く開いて、「消費税減税」の法改正を実現させましょう。

本部事務所税理士 永塚 友啓

コロナ禍の 社保情報

最大で月33万円の支給! 労働者自身が申請できる 休業手当制度「新型コロナ対応休業支援金(給付金)」

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の概要

中小企業の選択によって雇用調整助成金を活用しない企業から休業手当を受け取れないといった労働者が直接、現金を申請できる仕組みで、中小企業の被保険者(労働者)に対し休業前賃金の80%(1日上限1.1万円)を、国が休業実績に応じて支給する。

対象は2020年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者。この期間を12月末まで延長する。雇用保険に加入していない学生アルバイト、日本国内で働く外国人の労働者、技能実習生なども対象。

この制度のPOINT

- 休業させられた労働者自らが申請することができる。
- 平均給与の80%(一日最大11,000円まで)がもらえる。
- 手続きが容易、ただし誤って不正受給とならないよう十分注意。
- 申請には会社の署名が必要、もらえない場合は労働局が事業主に請求するので安心。

新型コロナ対応休業支援金・交付金

既に実施されている雇用調整助成金の特例は、企業の休業手当に対し最大で10/10を助成する強力な支援制度ではあるものの、手続きの都合上申請から支給までには数カ月間の期間が必要となります。

そのため、手続きの複雑さや、当面のキャッシュフローの悪化を懸念する事業者は申請を見送り、結果として休業手当が受けられない多くの労働者の方々は自身の有給休暇等を消費することで何とか生活を維持している状況です。

そこで設けられたのが、労働者自らが申請を行うことで事業主の負担なく休業手当(休業支援金)が受給できる「新型コロナ対応休業支援金・給付金」です。

一定の要件を満たしたすべての労働者に対し法律で平等に付与される有給の休暇のことで、労働者は付与された日数分の有給休暇を、原則として自身の都合で自由に取得することができます。

- 申請締切 令和2年4月～6月の休業:令和2年9月30日
令和2年7月の休業:令和2年10月31日
令和2年8月の休業:令和2年11月30日
令和2年9月の休業:令和2年12月31日
- 支給対象者 令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者 ※雇用契約が条件のためフリーランスなどは対象外

- 支援金額 上限額:一人一日当たり11,000円
支給額:休業前の平均賃金の80%
支給日数:手当なしに実際に休業させられた日数
- 手続き方法 申請様式をダウンロードして必要書類を作成し、事務局への郵送によって申請を行います
※書類は手書きでもパソコンによる入力でも可

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(概要)

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

- 1.対象者 令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者
- 2.支援金額の算定方法 休業前の1日当たり平均賃金×80%×(各月の日数(30日又は31日)－就労した又は労働者の事情で休んだ日数)
①1日当たり支給額(11,000円が上限) ②休業実績
- 3.手続内容 ①申請方法: 郵送(オンライン申請も準備中)
(労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能)
②必要書類: (i) 申請書、(ii) 支給要件確認書※
(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、
※事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
※事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付(この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める)。
- 4.実施体制等 ○都道府県労働局において集中処理
○問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

社会保険労務士 山口 等

コロナ禍の

行政 情報

入札参加資格申請における 納税証明書等の取り扱いについて



官公庁への入札参加資格申請においては、税金に未納がないことを証明する書類(税務署で発行する納税証明書(その3の3)等)の提出が必要となります。現在多くの自治体において、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けている事業者については、納税猶予の許可通知書等を提出することによって、上記の証明書がなくても申請を受け付けるという措置が取られています。ただし自治体によって取り扱いが異なりますので、事前の確認が必要です。

産業廃棄物処理業許可申請時に 提出する講習会修了証の取り扱いについて

産業廃棄物処理業の許可申請においては、事前に所定の講習会を受講しておく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月以降、講習会を開催できない状態が続いていました。そこで当面の間、講習会の修了証なしでも許可申請を受け付け、後日、講習会を受講できるようになってから修了証を追加提出するという措置が取られています。こちらも、自治体によって取り扱いが異なりますので、事前の確認が必要です。

行政書士室 白石 誠一郎



毎年皆様からのご支援ご協力で所員を派遣しておりました大会はコロナ禍により、今年はオンライン大会となりました。大会の様子はYouTube動画で視聴できます。

詳しくは『日本原水協』を検索、またはYouTubeサイトで『原水爆禁止2020年世界大会』を検索してください。

本部事務所 山中 信一



休憩室 オリンピックミュージアム

新国立競技場の隣にあるオリンピックミュージアムに行ってきました。

東京オリンピックの聖火は福島から全国各地をリレーされて、新国立競技場に到着する予定でした。しかしオリンピックは1年間延期され、聖火は今、オリンピックミュージアムに展示されています。ミュージアムには聖火が展示されているだけでなく、ちょっとした体験コーナーや映像コーナーのほか、様々な展示物も見ることができ、わくわくした気分になりました。

コロナのまん延を考えれば仕方のないことでしたが、オリンピックの延期は本当に残念でなりません。先日やっと聖火リレーの日程が発表されました。来年こそ世界中から選手とお客様をお迎えして、平和の祭典を無事に開くことができるよう、一日も早いコロナの終息を願うばかりです。(入館には事前予約が必要です)

大宮事務所 捧 裕子



第一経営・ぐる〜ぷ1で一緒に、会社経営の腕を磨きましょう。

ただいま
会員
募集中

ぜひ、ぐる〜ぷ1にご加入ください。

ぐる〜ぷ1は、第一経営のお客様が一緒に学び、情報を交換し、親睦を深めて会社経営の腕を磨く場です。事業継承や労働契約などのセミナー、バスツアー、ゴルフコンペ、映画上映会など、多彩な取り組みをしています。

ただいま会員募集中です。あなたの加入を心からお待ちしております。

5月1日よりぐる〜ぷ1Facebookに記事を掲載、身近に必要な情報を発信しています。今後オンラインセミナー等も実施できるように準備を進めます。

ぐる〜ぷ1ではさらに学習や交流を深めるために、異業種交流組織があります。全県的な交流組織(g1ネット)、青年マネジメント研究会(登叶会)、川口異業種研究会(ゆりの会)、東部ブロックの若手経営者交流会(虹の会)などです。

それぞれ定期的に例会を開催、学習会、さまざまな企画、交流会、暑気払い、望年会などを行い、会員相互の親睦を深め、仲間との話し合いの中でさらに知識を得て、企業経営の力量の向上を目指しています。

ぐる〜ぷ1では経営のヒントを学びあうほかに、様々な交流行事を行い会員同士の親睦を深めています。



楽しくゴルフコンペ



ひたち海浜公園へのバスツアー



映画「赤い樺」上映会



代表世話人 鈴木芳晴

ぐる〜ぷ1の会費は
年間3,000円です。

BOOK

私のおすすめ

「トリクルダウン」…ウィキペディアによれば、「富める者が富めば、貧しい者も自然に豊かにする」とする経済に関する仮説である。とあります。

しかし現実はいくら富める者が富んでも、貧しいものは豊かになりません。現在では貧富の格差は広がるばかりです。富める者はなんと大きな水瓶を持っているのでしょうか。そして政府は水瓶から水を流すことを求めています。

同志社大学教授の浜矩子さんは、「小さき者の幸せが守られる経済へ」の「へ」が大事ですと言っています。是非お読みください。

本部事務所 吉田 晃



小さき者の幸せが
守られる経済へ

著者：浜矩子（同志社大学教授）
新日本出版社



表紙写真

しまなみ海道：多々羅大橋

愛媛県(大三島)と広島県(生口島)の県境をまたぐ斜張橋です。自転車道も整備されており、サイクリングの名所でも有名です。広島側の瀬戸田PAから徒歩で一般道に出られたので、特産品のレモン畑を通して撮影しました。

越谷事務所 遠藤 和之

編集後記

コロナ禍の中皆様いかがお過ごしでしょうか。約半年ぶりの所報となります。読者の皆様におかれましては、非常事態宣言解除後徐々に元の生活や仕事を取り戻している最中と存じます。あるいは新しい生活・仕事の様子を模索されているかもしれません。我々所報委員会もろくに会議も開けず、ようやくの思いで今回所報を再開することができました。紙面もコロナ禍一色です。今後のウィズコロナの中で少しでもお役に立てれば幸いです。 川越事務所 酒井 章太郎

7月末に発行を予定していました第一経営所報170号(夏号)は、コロナウイルス感染症により「ぐる〜ぷ1総会」ほか、主な催しが中止になったことにより発行ができませんでした。お詫び申し上げます。

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集

担当者(山中・吉田)に
ご連絡下さい。

ホームページ <http://www.daiichi-keiei.com/>